

【法人成りのメリット、デメリットについて】

(1) 個人事業と法人の比較 (主なものは以下のとおりです。)

内 容	個 人	法 人
《1》 税務上の違い		
税額 (所得税、法人税、住民税) 所得が少ないとき 所得が大きいとき	一般的に 法人より税金は少なくなる。 法人より税金は多くなる。	一般的に 個人より税金は多くなる。 個人より税金は少なくなる。
事業主(代表者)への給与支払	×	○
事業主(代表者)の給与所得控除	×	○ <small>平成 18 年 5 月より法人の損金算入に一部制限</small>
生命保険の経費算入	×	法人契約で一定の保険は○
代表者への退職金の支給	×	○
消費税の納税	設立後 2 年間免除	設立後 2 年間免除 (資本金 1 千万円以上の法人を除く)
交際接待費	全額経費になる	一定額が算入不可
法人市県民税の均等割	な し	赤字でも最低 7 万円はかかる
《2》 登記の必要性	な し	あ り
《3》 対外的信用度	法人に比べ、劣る	個人に比べて、高い
《4》 決算期	1 2 月	自由に決定できる
《5》 資本金	な し	有限会社は 3 0 0 万円以上 株式会社は 1 0 0 0 万円以上 平成 1 8 年 5 月以降 0 円から OK
《6》 健康保険、厚生年金	一定の業種で社員 5 人以上は強制加入	原則、全ての法人が強制加入
《7》 事業の承継	△ 事業の廃止→開業という手続きが必要	○ そのまま続けることができる
《8》 家族に対する給与	専従者給与：専従していることが要件 年の途中での金額変更ができる。	役員報酬：専従していなくても OK 年の途中での金額変更は原則不可

(2) 個人事業の法人化について

一般的に所得が大きくなれば、法人にした方が税金は少なくなります。

しかし、個人事業を法人化することにより、税金の上で有利になるのかどうかは、

所得の額や役員報酬の取り方などで大きく変わってきますので、事業者ごとにきっちり試算して判断する必要があります。